

和泉市資金保管運用ガイドライン

令和5年2月

和泉市

目 次

1	目的	1
2	対象	1
3	管理目標	2
4	金融商品のリスク及び対応	4
5	管理運用に従事する者の義務	5
6	預金先金融機関の経営状況の把握	6
7	債券運用の考え方	7
8	公金管理の手法	8
9	選択の原則	9
10	各公金の対策	10
11	資金保管運用会議	13
12	資金の保管及び運用実績の公表	13

1 目的

このガイドラインは、市が管理する公金について、保管及び運用の原則を定めることにより、安全で確実な管理を行う上で、支払準備に支障をきたさないようにしつつ、有利な運用を考慮した適正な管理を行い、もって将来世代を含めた市民の利益の確保及び財政継続性維持に寄与することを目的とする。

2 対象

(1) 適用となる公金

このガイドラインの適用を受ける「公金」の対象は、次に掲げるものとする。

適用を受ける公金の種類	説明
歳計現金（※）	一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金であつて、市の歳入歳出となる場合は、「歳計現金」となる。
歳入歳出外現金（※）	一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金であつて、市の歳入歳出とならない場合は、「歳入歳出外現金」である。 ・債権の担保として徴収するもの （例）公営住宅の敷金、財産売払代金の延納の特約に係る担保 ・法令等の規定により保管するもの （例）入札保証金などの保証金、源泉徴収所得税、特別徴収に係る住民税、共済掛金、社会保険料
基金に属する現金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため、「基金」を設けることができる。

（※）「歳計現金」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項に規定する「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金」を、「歳入歳出外現金」は、同条第2項に規定する「普通地方公共団体が保管する所有に属しない現金」をいう。

(参考) 当市基金の目的及び所管部署

条例名	目的	所管部署
①財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例	市財政の健全な運営に資する	総務部 財政課
②減債基金条例	市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資する	総務部 財政課
③子どもの夢応援奨学基金条例	本市に居住する経済的理由により就学が困難な者に対し、自ら学ぶ意欲を育成するとともに夢の実現を応援する事業を実施して、教育の機会均等を図る	教育・こども部 学校教育室
④ふるさと元気基金条例	寄附された寄附金等を適正に管理する	市長公室 広報・協働推進室

⑤森林環境譲与税基金条例	森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる	環境産業部 産業振興室
⑥再資源化事業推進奨励基金条例	市民の積極的な古紙及び古繊維等の集団回収活動を奨励し、ごみの減量化及び再資源化の促進、資源・エネルギーの消費抑制及び有効利用を図る循環型社会の構築又は次世代に引き継ぐ環境の保全及び活用を目的とする事業を実施する	環境産業部 生活環境課
⑦国民健康保険事業財政調整基金条例	和泉市国民健康保険事業における財政の健全な運営に資する	市民生活部 保険年金室
⑧介護保険給付準備基金条例	本市が行う介護保険における保険給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てる	福祉部 高齢介護室
⑨公共施設整備基金条例	公共施設整備を円滑かつ効率的に行う	総務部 財政課
⑩美術品等取得基金条例	和泉市久保惣記念美術館における美術品、美術工芸品その他美術館資料の取得を円滑かつ効率的に行い、その充実に資する	生涯学習部 久保惣記念美術館

(2) 適用除外

水道事業会計及び公共下水道事業会計の公金は、別に定める「和泉市水道事業及び公共下水道事業の業務に係る公金管理運用規程」及び「和泉市水道事業及び公共下水道事業の業務に係る公金管理運用規程取扱要綱」により、企業管理者が行うため、本ガイドラインの適用除外とする。

3 管理目標

公金の管理に当たっては、次に掲げる内容を目標とし、記載の順に優先することを原則とする。

管理目標	説明
①安全性の確保	安全で確実な管理であり、元本保全が確実であること。
②流動性の確保	収支予定に基づき、支払い準備に支障がないこと。
③効率性の追求	安全性及び流動性の確保を前提とした上で、公金に余裕がある場合は、運用対象商品の選択、運用期間の設定、運用資金量の配分等により効率性を追求すること。

【参考（法令抜粋）】

歳計現金

地方自治法

（現金及び有価証券の保管）

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2、3 略

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（歳計現金の保管）

第168条の6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

自治省行政課長通知（昭和38年12月19日）

「最も確実かつ有利な方法によって保管」とは、通常は金融機関に預金して安全に保管することであって、かつ支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることであって、これを基本的な原則とする意味である。

基金（積立金）

地方自治法

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び最も確実かつ効率的に運用しなければならない。

3～6 略

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 略

地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第4条の3 略

2 略

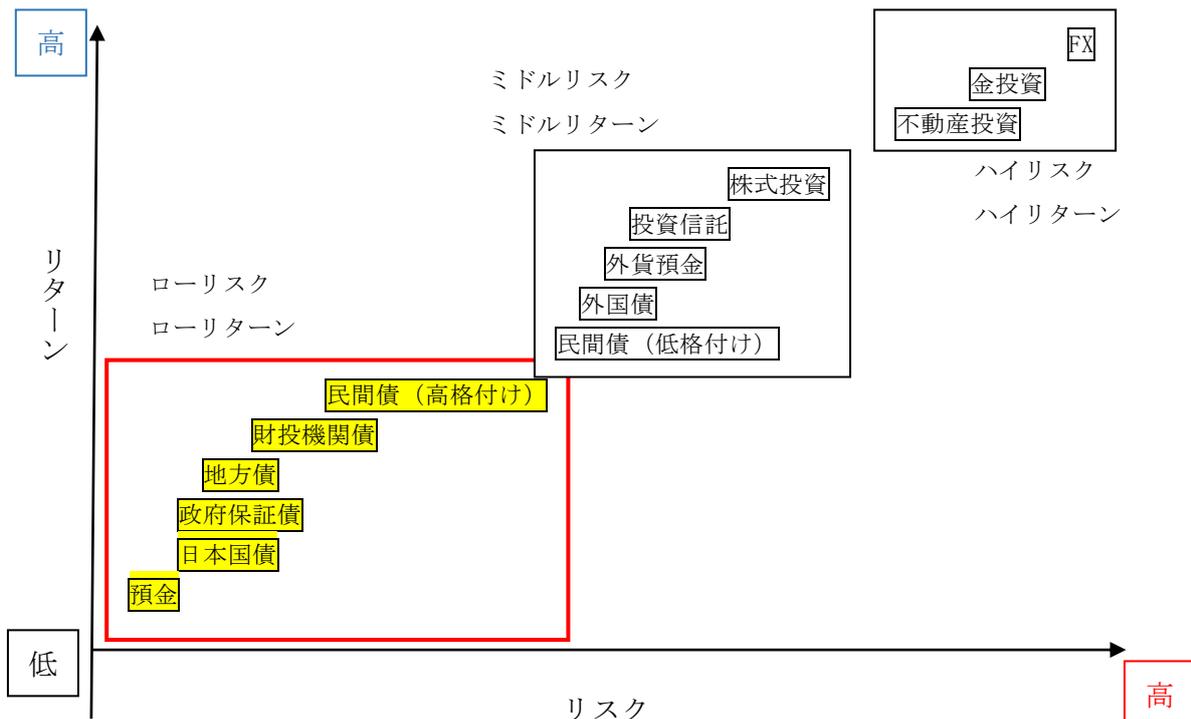
3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。

4 金融商品のリスク及び対応

金融商品には、次に掲げるリスクにより運用結果の不確実性が伴うため、適切に管理し、効率性の向上に努めなければならない。

リスク	説明	対応
①信用リスク	運用商品の発行体の財務状況の悪化により投資資金の回収に損失を被るリスク (例) 経営破綻による運用元本の毀損、業績悪化による利払いの遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の活用 ・経営破綻の預金先金融機関からの借入金等との相殺 ・預金先金融機関の経営状況を踏まえ、新規の預金の見合わせ等の措置 ・運用対象銘柄を限定
②流動性リスク	市場の混乱等により運用商品が売却し、現金化できないリスク又は通常よりも著しく不利な価格で売却を余儀なくされるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・運用対象銘柄を流動性の高い金融商品を選択 ・保有する金融商品の償還年限を設定 ・運用期間を分散 ・支払資金の確保のため基金一括運用の導入
③金利変動リスク	金利変動に伴い債券等の価格変動の損失を被るリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する金融商品の償還年限を設定 ・運用期間を分散
④為替変動リスク	為替相場による外貨建運用商品の価格変動により損失を被るリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・国内公共債及び一部の民間債に制限し、外貨建てで運用され、利子や償還金が為替レートの影響を受ける外国債は対象から除外

【参考（公金の運用イメージ）】



5 管理運用に従事する者の義務

(1) 善管注意義務

管理運用の事務担当者は、運用資金となる公金が市民の共有財産であることを意識し、運用時点において選択する金融商品及び期間並びに運用益について、常に説明できるよう善良な管理者としての注意義務を怠ってはならない。

特に、会計管理者は、地方自治法第170条第1項及び第2項の規定により、当市の会計事務をつかさどり、現金、有価証券の出納保管及び記録管理の責任があることから、法令又は本ガイドラインに準拠することで、善管注意義務を果たさなくてはならない。

(2) 経済情報の捕捉

管理運用の事務担当者は、金利等の経済を反映する重要な指標について、日常的に収集するよう努めなければならない。

(3) 専門的人材の育成

公金管理運用を確実にを行うには、金融機関の経営状況が理解でき、適切な金融商品を選択して運用することが求められるが、専門家（金融アドバイザーや証券アナリストなど）を採用することは困難なため、人事異動を前提とする一般事務職の職員が問題なく処理ができ、市民に貢献できるような仕組みづくり（ガイドラインの策定や研修への参加など）により、専門的人材を育成するよう努めなければならない。

一方で、既発債の売買など、より専門性が問われる場合においては、証券会社等の専門家の意見を参考に意思決定しなければならない。

【参考（法令抜粋）】

地方自治法

（担当事務）

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

（1）～（4）略

（5）会計を監督すること。

（6）～（9）略

（会計管理者等の職務権限）

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

（1）現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

（2）略

（3）有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。

（4）略

（5）現金及び財産の記録管理を行うこと。

（6）、（7）略

3 略

6 預金先金融機関の経営状況の把握

(1) 預金先金融機関の選択

預金先金融機関は、次に掲げる金融機関であって、自己資本比率の水準が安定な水準以上である金融機関から選択するものとする。

金融機関	自己資本比率
①指定金融機関 ②収納代理金融機関 ③当市の地方債を引き受けている金融機関	①都市銀行にあつては、国際統一基準である8%以上 ②地方銀行をはじめとするその他の金融機関にあつては、国内基準である4%以上

(2) 経営状況の把握

金融機関の経営破綻等によって当市の資金管理に支障が生じることを未然に防止するため、預金者の自己責任原則に基づき、決算期（中期決算を含む。）ごとに開示情報等により次に掲げる経営指標の分析を行い、預金先金融機関の経営状況の把握に努め、状況の変化に応じた適切な対応を図るものとする。

経営指標		説明
①健全性分析	自己資本比率	リスク・アセット（リスクを有する貸出金等をリスクの度合いに応じて調整した総資産の金額）に対する自己資本の比率を示す。 当該比率が低ければ、回収できない損失を預金者（市）が負う可能性が高くなる。
	不良債権	貸し倒れの可能性のある資産 当該残高が大きければ、処理費用、損失が大きくなる。
	貸倒引当金	不良債権の処理費用が手当されているかを示す。 不良債権処理の損失に備えて計上しているかどうかの確認が必要となる。
	格付け	債務履行能力の高さを示し、格付けが高いほど履行能力が高いことを表している。
②収益性分析	営業利益（損失）	本業の収支を示す。 本業の収益力を図る指標となる。
	当期純利益（損失）	本業以外の収益、費用を含む最終損益を示す。
	総資金利鞘	貸出金利と調達金利の差による利益を示す。 営業で利益を上げているかを確認する。
	経費率	業務粗利益に対する営業経費の比率を示す。 効率的な経営で収益を上げているかを確認する。
③流動性分析	預金量	金融機関の資金調達の最大の源泉となるもの。 減少している場合は、顧客離れの傾向があるため、確認する。
	貸出金の推移	本業の融資の実施状況を示す。 融資に力を入れているかを判断する指針となる。
	預貸率	預金に対する貸出金（融資）の比率を示す。 融資に力を入れているかを判断する指針となる。

(3) 経営状況の監視

日常及び決算期の監視により、状況によっては、預金債権保全のための措置の見直し、新規の預金の見合わせ等の措置を講じる。

リスク管理のための対応として、預金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、新聞報道等により金融状況及び経済状況に注意を払うことで、金融機関の経営状況を踏まえ、必要に応じ、預金先金融機関からヒアリングを行い、預金量の推移等の情報開示を求める。

(4) 監視における留意点

- ① 合算した預金額が1,000万円以下の場合は、元本が全額保護されるため監視の対象とはならないが、監視を妨げるものではない。
- ② 監視により異常を発見した場合は、ヒアリングを行い、これにより異常が確信できたときは、新規預金の停止、既預金の移動を行うものとする。

7 債券運用の考え方

(1) 基本的な考え方

債券の購入にあたっては、購入年度を計画的に分散させることにより、金利変動リスクに対応しつつ効果的な運用を追求するものとする。

ただし、毎年度の資金保管運用計画策定時にあらかじめ購入判断基準となる最低利率を設定し、特殊要因等によりその利率を下回っている場合は、購入を見送って一時的に定期性預金を継続し、購入予定利率が最低利率以上に回復次第、速やかに運用を再開するものとする。

(2) 債券購入証券会社の選択

債券を購入する証券会社は、大阪府内に店舗を有し、当市との取引を希望しているものから選択する。

(3) 債券の格付けによる安全性の確認

債券は、他の投資商品に比べ、安全性に優れているが、債券の種類によっても細かく安全性が異なる。

償還金や利子がしっかりもらえるかどうかを第三者機関が客観的に評価、ランク付けしたものが「債権の格付け」であり、格付けが高い債券ほど安全性は高い。

格付けは、第三者機関のウェブサイトのほか、証券会社に問い合わせれば、確認できるため、債券運用を行おうとするときは、次に掲げる「格付けの4つの特色」を認識しておく必要がある。

特色	説明
第三者機関が評価	代表的な機関として、格付投資情報センター、日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービスなどがある。評価は、機関ごとに異なる場合がある。
債券によるランク	格付けは、発行体ではなく個別の債券に対して行われる。同じ発行体でも、債券によっては評価が異なる場合がある。

時間とともに変化	発行体の経営状況に応じて、信用度も時間の経過とともに変化し、債券のランキングも見直しが行われる。
安全性と金利は連動	基本的に安全性の高い（高ランク）債券は、金利が低い。一方、安全性の低い（低ランク）債券は、金利が高くなる。

(4) 購入債券の格付け

発行体の破綻などにより「借りたお金を返す」という約束が果たせなくなる「債務不履行（デフォルト）」に陥った場合、全額回収ができなくなるケースのほかに、元本が一部減ったり、返済が遅れたり、金利が下がるなどの可能性がある。

このため、市民の共有財産である公金の管理運用先は、ギャンブル的な要素がある投資的水準以下では、不適切であると考えられるため、安全性重視で「BBB」以上の金融商品を選択する。

高 ↑ 安全性 ↓ 低	↑ 投資適格 ↓ 投機的水準(※)	AAA	信用度が最も高く、債務履行の確実性が最も高い	低 ↑ 金利 ↓ 高
		AA	債務履行の確実性が極めて高い	
		A	債務履行の確実性が高い	
		BBB	現状では債務履行の確実性は高いが、経済環境の悪化に影響を受ける可能性あり	
		BB	当面は債務履行に問題はないが、経済環境の悪化に影響を受けやすい	
		B	債務履行の確実性に問題があり、将来債務不履行となる可能性あり	
		CCC	現時点で不安定な要素・要因があり、将来的に債務不履行になる可能性あり	
		CC	債務不履行になる可能性が高い	
		C	債務不履行になる可能性が極めて高い	
		D	現時点で債務不履行になっている	

(※)「投機的水準」とは、ギャンブル的な要素があるという意味

8 公金管理の手法

公金管理は、次に掲げる手法に基づき実施しなければならない。

管理原則	説明
①分散	安全性の確保を最重要視した上で、流動性を確保しつつ、効率性を追求する観点から、公金全体の金融商品の構成が最適なものとなるように努めること。
②調達手法	金融商品の調達に当たっては、競争性に優れた <u>引合方式</u> （複数の証券会社に取得価額、額面金額などの提示を依頼し、条件の最もよい証券会社と取引する方式）及び機動性に優れた <u>相対方式</u> （証券取引所などの市場を介さずに、売り手と買い手が当事者間で価格や売買数量などを決めて行う取引の方式）のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い手法を用いること。
③保管運用計画の作成	運用期間、運用額、金融商品等の決定に当たっては、各年度の始めに保管及び運用に係る月別及び四半期を内容とする当該年度に係る公金の収入及び支出の計画（単に「資金計画」という。）を基に保管及び運用計画を策定すること。

9 選択の原則

金融商品の選択原則は、次に掲げるとおりとする。

選択の原則	説明
①元本保証の原則	金融商品の購入に当たっては、信用リスクに対応するため、原則として、元本が保証される金融商品の購入に限り認める。
	(元本保証の原則の例外) 財投機関債、電力債等の金融商品であって、一般担保が付与され、保有期間中の償還確実性が説明できるもののうち新発債は、購入を認める。
②保有の原則	取得した金融商品は、価格変動リスクに伴う元本割れを回避するため、原則として償還日まで保有する。
	(保有の原則の例外) 次に掲げる場合であって、元本を毀損させないときに限り、預金の解約又は債券の売却を認める。 ・公金の安全性を確保するために必要な場合 ・流動性を確保するためにやむを得ない場合
③残存期間分散化の原則	金利変動リスク及び流動性リスクの観点から運用収益への影響の緩和及び不測の資金需要に対応するため、保有する債券の償還年限は、20年を超えないことを基本とし、運用期間を分散する。

10 各公金の対策

(1) 公金ごとの保管及び運用

公金の種類	保管方法	運用方法
歳計現金 流動性資金（当面の支払に充当）の場合	安全性を最優先し、原則として決済用預金としなければならない。	—
歳計現金 安全性及び支払準備性に支障をきたさない場合	次の方法により保管・運用する。 【対象金融商品】 ・借入債務との相殺等により保全されている確実な預金として次に掲げるもの ①当座預金、②普通預金、③定期預金、④譲渡性預金、⑤通知預金、⑥貯金 (※) 当市では歳計現金は、流動性の確保の観点から定期預金や通知預金などにより運用するため、債券運用は行わない。 【保管期間の上限】 ・保管期間は、20年以内とする。 【預金先金融機関】 ・金融商品の保管先は、指定金融機関を優先とする。	
歳入歳出外現金	・歳計現金と一括して保管する。	
基金に属する現金 法令で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的な運用を図るため、基金条例の設置目的に応じた管理に支障をきたさない範囲で基金の一括運用を行う。	・決済用預金 ・借入債務との相殺等により保全されている確実な預金として次に掲げるもの ①当座預金、②普通預金、③定期預金、④譲渡性預金、⑤通知預金、⑥貯金 ・国債等の確実な債券として次に掲げるもの ①国庫短期証券（T-Bill）、②国債、③政府保証債、④地方債、⑤地方公共団体金融機構債 ・上記に準じる確実な有価証券として、一般担保が付与される財投機関債及び民間債のうち新発債	歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行う。 歳計現金に繰り替えて運用しない場合、原則として次の方法により運用する。 【対象金融商品】 ・借入債務との相殺等により保全されている確実な預金として左記に掲げるもの ・国債等の確実な債券のほか、これに準ずる有価証券として左記に掲げるもの 【保管期間の上限】 ・預金及び債券ともに20年以内とする。 【運用金額の上限】 ・運用金額の上限は、1つの金融商品につき、3億円を上限とし、基金の一括運用により購入する。ただし、基金の取り崩しに支障のない期間において、特別有利な金融商品に限定される場合は、この限りでない。

(2) 基金一括運用

特色	説明
手法	<p>基金一括運用とは、個別の基金と個別の金融商品の対応ではなく、基金ごとに運用期間と金額の上限を各基金所管課長と調整することにより、運用が可能な基金において対象金融商品を運用する管理手法をいう。</p> <p>一括運用の目的は、事務の簡素化を図るとともに、予期しない基金の取崩しに対し、全体の基金で対処することで、長期運用を可能にする環境をつくり、効率性の向上を図るものである。</p> <p>当市においては、首長の事務を補助執行し、基金一括運用を会計室職員に行わせることができるよう和泉市事務分掌規則（令和2年和泉市規則第8号）を改正している。</p> <p>（参考）</p> <p>この規則改正により歳計現金等及び基金の管理運用を行う会計室において、一時的な支払金の不足に対応ができるように、当該規則改正に併せて、一時借入金の借入れ及び基金に属する現金の繰替運用に関することも補助執行させることで、より戦略的な管理運用を可能としている。</p> <p>なお、これらの事務の専決者は副市長とする。</p>
効果	<p>単価の高い投資が可能となる。</p> <p>資金不足の際に機動的な運用が可能となる。</p>
運用収入の配分	<p>運用収入は、財政調整基金が代表して受け入れ、年度末まで積立予算を執行しない。運用収入は、年1度、12月末時点の一括運用対象基金ごとに運用額の割合で按分する。</p>

(3) 債券取引の基本的な考え方

債券取引については、次に掲げる手法により収益性の向上を図る。

債券の種類	方法
債券の購入	<p>有利な時機に債券を購入し、又は国債を売却するために、迅速に市場金利変動に対応した取引を行う必要があることから、債券購入及び国債売却は、証券会社との相対方式により行う。</p>
国債の売却	
国債以外の売却	<p>国債以外の債券を売却するときは、国債以外の債券売却価格が証券会社により大きく異なることから、原則として証券会社との引合方式により行う。</p>

(4) 債券の償却

債券の額面金額と取得価額に差異がある場合の差額（取得差額）は、償却原価法を参考として、次の処理を行うものとする。

差異の種類	取得差額の償却方法
経過利子の償却	既発債の取得に伴い経過利子を基金から先払いする場合は、最初の受取利子から経過利子相当額を直接基金に充当し、残利子を当該年度の運用益として処理する。
償還差損(オーバーパー)債券の償却	債券を額面金額より高い額で取得した場合は、その取得差額を次の方法で償却する。 購入時の差損を各年度に均等に分割し、毎年度の償却額とする。 受取利子の収入処理は、当年度償却額を減じた額で行い、当年度償却額に相当する金額は直接基金に充当する。
償還差益(アンダーパー)債券の償却	債券を額面金額より低い額で取得した場合、その取得差額を次の方法で償却する。 毎年度の利子は、受取利子として収入処理する。 差益の償却は、満期償還日の属する年度において、取得差額を差益として収入処理する。

(5) 売却損失の償却

基金に属する債券の売却損失は、1年間の運用収入を限度として、一括運用する基金の運用収入調定から売却損失相当額を減ずることにより償却を行うことができる。

この場合において、歳計現金等から基金に償却相当額の現金を充当する。

1 1 資金保管運用会議

項目	説明
①目的	このガイドラインに基づく管理及び運営を行うため、関係部署で構成する「資金保管運用会議」を設置する。
②所管事項	<p>会議の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 資金保管運用ガイドラインに関すること。</p> <p>イ 資金保管運用計画の策定に関すること。</p> <p>ウ 預金又は債券による運用に係る金融機関又は証券会社及び金融商品の選定に関すること。</p> <p>エ 資金保管運用結果の検証に関すること。</p> <p>オ 預金先金融機関の経営状況に関すること。</p> <p>カ その他資金の保管及び管理に関して必要な事項</p>
③委員構成	委員構成は、会計管理者、会計室長及び財政主管課長とし、各基金所管課の長は、必要がある場合に参加を求める。
④会長及び副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は会計管理者とし、副会長は財政主管課長とする。 ・会長は、会務を総理し、会議を代表する。 ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
⑤庶務	会議の庶務は、会計室職員が務める。
⑥意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 ・会議により決定した内容うち重要又は異例と認めるものは、和泉市副市長事務分担規程（平成29年和泉市訓令第7号）第2条に規定する会計室に関する事務を担当する副市長（以下「担任副市長」という。）に会長及び副会長から報告し、速やかに了承を得るものとする。 ・担任副市長の了承が得られたときは、庶務担当部署により関係課等への合議の上、決裁手続を行う。この場合において、金融商品の購入を歳計現金及び歳入歳出外現金で行うときの専決者は会計管理者とし、基金に属する現金で行うときの専決者は担任副市長とする。 ・金融商品の購入を基金に属する現金で行おうとするときは、他の副市長の決定又は供覧の後、担任副市長の決裁を受けるものとする。 <p>※他の副市長においては、当該担任する基金所管課が管理する基金をもって金融商品を購入するときは決定とし、担任以外の部署の基金のときは供覧とする。</p>

1 2 資金の保管及び運用実績の公表

資金の保管及び運用実績の公表は、毎年度当該結果を取りまとめた上で、市ホームページにより公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
(公金管理運用規程の廃止)
- 2 公金管理運用規程（平成14年4月1日施行）は、廃止する。
(公金管理運用規程取扱要綱の廃止)
- 3 公金管理運用規程取扱要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（令和5年11月8日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和6年6月21日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。